

外形標準課税に係る

法人事業税申告書及び別表の記載の手引き

令和3年4月

兵庫県・県税事務所

< 目次 >

兵庫県における外形標準課税対象法人の税率	P. 1
第6号様式（確定（中間・修正）申告書）	P. 2
第6号様式（その2）（確定（中間・修正）申告書）	P. 3
第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）	P. 4
第6号様式別表5の2（付加価値額及び資本金等の額の計算書）	P. 5
第6号様式別表5の2の2（付加価値額に関する計算書）	P. 6
第6号様式別表5の2の3（資本金等の額に関する計算書）	P. 7
第6号様式別表5の2の4 （特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書）	P. 8
第6号様式別表5の3（報酬給与額に関する明細書）	P. 9
第6号様式別表5の3の2（労働者派遣等に関する明細書）	P. 10
第6号様式別表5の4（純支払利子に関する明細書）	P. 11
第6号様式別表5の5（純支払賃借料に関する明細書）	P. 12
第6号様式別表5の6の2 （給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書）	P. 13
第6号様式別表5の7 （平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書）	P. 14
第6号の3様式（予定申告書）	P. 15
第6号の3様式（その2）（予定申告書）	P. 16
第10号様式（課税標準の分割に関する明細書）	P. 18

兵庫県における外形標準課税対象法人の税率

- ※ 兵庫県では、「超過税率」を適用しています。
- ※ 清算所得に課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。
平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。
- ※ 電気供給業のうち、小売電気事業等・発電事業等に係る法人事業税については(2)の税率を用います。
ただし、令和2年3月31日までに開始する事業年度については(1)の税率を用います。

(1)

(%)

適用期間			令和元年10月1日から 令和3年3月31日まで に開始する事業年度		平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで に開始する事業年度	
			兵庫県の 税率	標準税率	兵庫県の 税率	標準税率	兵庫県の 税率	標準税率	兵庫県の 税率	標準税率
所得割	軽減税率 適用法人	年 400 万 円 以 下 の 所 得	0.495	0.4	0.395	0.3	1.755	1.6	2.39	2.2
		年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 所 得	0.835	0.7	0.635	0.5	2.53	2.3	3.475	3.2
		年 800 万 円 を 超 え る 所 得	1.18	1.0	0.88	0.7	3.4	3.1	4.66	4.3
	3 府 県 以 上 に 事 務 所 を 有 す る 法 人		1.18	1.0	0.88	0.7	3.4	3.1	4.66	4.3
	解散(合併による解散を除く) に よ る 清 算 所 得		-	-	-	-	-	-	-	-
付 加 価 値 割			1.26	1.2	1.26	1.2	0.756	0.72	0.504	0.48
資 本 割			0.525	0.5	0.525	0.5	0.315	0.3	0.21	0.2
収 入 割 ※電気供給業(小売電気事業等・ 発電事業等を除く。)、ガス供給 業、保険業、貿易保険業			1.065	1.0	0.965	0.9	0.965	0.9	0.965	0.9

(2)

(%)

適用期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで に開始する事業年度	
	兵庫県の税率	標準税率
付 加 価 値 割	0.3885	0.37
資 本 割	0.1575	0.15
収 入 割	0.8025	0.75

第6号様式

関係府県すべてに提出します。

外形標準課税対象法人に係る記載の仕方です。

【付加価値額総額 ③③】
第6号様式別表5の2の①欄の金額を記載します。
(分割前の課税標準額の総額)

【付加価値額 ③④】
(1)・兵庫県にのみ事務所等を有する法人
③欄の金額を記載します。
・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載します。(分割後の課税標準額)
(2)1,000円未満の端数は切り捨ててください。

【資本金等の額総額 ③⑤】
第6号様式別表5の2の②欄の金額を記載します。
(分割前の課税標準額の総額)

【資本金等の額 ③⑥】
(1)・兵庫県にのみ事務所等を有する法人
⑤欄の金額を記載します。
・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載します。(分割後の課税標準額)
(2)1,000円未満の端数は切り捨ててください。

【④⑤の内訳 (④⑥~④⑨までの欄)】
・割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。
この場合において、負数が生じる場合は△印を付してそのまま記載します。
・初めて外形標準課税の対象となった法人の予定申告額(既に納付の確定した当期分の事業税額④③)は、全額を所得割として算定してください。

【見込納付額 ⑤⑩】
確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。

受付印		令和 年 月 日	法人番号	法人税の 年 月 日	この申告書の基礎となる修正・決定の修正申告をする場合	申告年月日
所在地	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	又は出資金の額	又は出資金の額	又は出資金の額	又は出資金の額
法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	期末現在の資本金等の額	期末現在の資本金等の額	期末現在の資本金等の額	期末現在の資本金等の額
代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の申告書						
摘要	課税標準	税率	税額	控除額	税額	税率
所得金額総額	年400万円以下の金額	0.00	0.00	法人税法の規定によって計算した法人税額	0.00	0.00
年400万円を超える年800万円以下の金額	0.00	0.00	0.00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	0.00	0.00
年800万円を超える金額	0.00	0.00	0.00	還付法人税額等の控除額	0.00	0.00
②⑧+②⑨+③①	0.00	0.00	0.00	退職年金等積立金に係る法人税額	0.00	0.00
軽減税率不適用法人の金額	0.00	0.00	0.00	課税標準額に法人税額又は特別増徴法人税額①+②-③+④	0.00	0.00
付加価値額総額	0.00	0.00	0.00	2以上の都道府県に事務所等を有する法人に係る課税標準額となる法人税額又は個別増徴法人税額	0.00	0.00
付加価値額	0.00	0.00	0.00	法人税額	0.00	0.00
資本金等の額総額	0.00	0.00	0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	0.00	0.00
資本金等の額	0.00	0.00	0.00	外国に法人税等の額の控除額	0.00	0.00
収入金額総額	0.00	0.00	0.00	仮表経理に基づく法人税額控除額	0.00	0.00
収入金額	0.00	0.00	0.00	差引法人税額	0.00	0.00
合計事業税額	0.00	0.00	0.00	既に納付の確定した当期分の法人税額	0.00	0.00
事業税の特定寄附金税額控除額	0.00	0.00	0.00	租税条約の実施に係る法人税額控除額	0.00	0.00
差引事業税額	0.00	0.00	0.00	この申告により納付すべき法人税額	0.00	0.00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	0.00	0.00	0.00	前記期間中において事務所等を有していた日数	0.00	0.00
所得割	0.00	0.00	0.00	既に納付の確定した当期分の均等割額	0.00	0.00
資本割	0.00	0.00	0.00	この申告により納付すべき均等割額	0.00	0.00
④⑤のうち見込納付額	0.00	0.00	0.00	この申告により納付すべき道府県民税額	0.00	0.00
摘要	課税標準	税率	税額	④⑤のうち見込納付額	0.00	0.00
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00	0.00	0.00	特別区分の課税標準額	0.00	0.00
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00	0.00	0.00	同上に対する税額	0.00	0.00
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00	0.00	0.00	市町村分の課税標準額	0.00	0.00
仮表経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	0.00	0.00	0.00	同上に対する税額	0.00	0.00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00	0.00	0.00	差引	0.00	0.00
この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00	0.00	0.00	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	0.00	0.00
差引	0.00	0.00	0.00	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	0.00	0.00
所得金額	0.00	0.00	0.00	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	0.00	0.00
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	0.00	0.00	0.00	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	0.00	0.00
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	0.00	0.00	0.00	仮計	0.00	0.00
仮計	0.00	0.00	0.00	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	0.00	0.00
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))	0.00	0.00	0.00	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))	0.00	0.00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	0.00	0.00	0.00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	0.00	0.00

【記載にあたって】
※ この申告書は法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限りません。)、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

税率は、すべて超過税率を用いてください。
(税率についてはP.1「兵庫県の税率」を参照してください)

【収入割】
収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人(電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人)のみが記載します。

【収入金額総額 ③⑦】
・電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)、ガス供給業を行う法人
→ 第6号様式別表6の⑩欄の金額を記載します。
・生命保険会社又は外国生命保険会社等
→ 第6号様式別表7の⑤欄の金額を記載します。
・損害保険会社又は外国損害保険会社等
→ 第6号様式別表8の⑦欄の金額を記載します。
・少額短期保険業者
→ 第6号様式別表8の⑨欄の金額を記載します。
・株式会社日本貿易保険
→ 第6号様式別表8の⑬欄の金額を記載します。

【収入金額 ③⑧】
(1)・兵庫県にのみ事務所等を有する法人
⑦欄の金額を記載します。
・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県分の金額を記載します。(分割後の課税標準額)
(2)1,000円未満の端数は切り捨ててください。

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙十四]

第6号様式(その2)

関係府県すべてに提出します。

外形標準課税対象法人に係る記載の仕方です。

受付印		令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎となる申告書の更正・変更による	申告年月日
所在地	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	期末現在の資本金等の額	
法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等			
代表者氏名					
令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの事業年度又は連結事業年度の事業税の申告書					
摘要	課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①
所得金額総額別表5③	所得金額			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②
年400万円以下の金額		0.00		還付法人税額等の控除額	③
年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00		退職年金等積立金に係る法人税額	④
年800万円を超える金額		0.00		課税標準となる法人税額又は前年度法人税額	⑤
計		0.00		①+②-③+④	⑥
軽減税率不適用法人の金額		0.00		2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人に該当する法人税額又は前年度法人税額	⑦
付加価値額	付加価値額			法人税額	⑧
資本割	資本等の額			道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑨
収入割	収入金額			外国の法人税等の額の控除額	⑩
所得割	所得金額			仮装経理に基づく法人税額割額の控除額	⑪
資本割	資本等の額			差引法人税額	⑫
収入割	収入金額			既に納付の確定した当期分の法人税額	⑬
合計事業税額				租税条約の実施に係る法人税額割額の控除額	⑭
事業税の特定寄附金税額控除額				この申告により納付すべき法人税額	⑮
差引事業税額				算定期間において事務所等を有していた月数	⑯
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				円× $\frac{16}{12}$	⑰
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	所得割			既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割			この申告により納付すべき均等割額	⑲
法第15条の4の徴収額を受けようとする税額	所得割			この申告により納付すべき道府県民税額	⑳
選付請求	中間納付額			⑳のうち見込納付額	㉑
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	資本割			差引	㉒
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額	収入割			特別区分の課税標準額	㉓
決算確定の日	収入割			同上に対する税額	㉔
解散の日	収入割			市町村分の課税標準額	㉕
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	収入割			同上に対する税額	㉖
申告期限の延長(承認)の有無	収入割			法人税の所得金額(法人税の明細書(別表5)の(4)又は(5)の(5))	㉗
法人税の申告書の種別	収入割			法第15条の4の徴収額を受けようとする税額	㉘
翌期の中間申告の要否	収入割			選付請求	㉙
差引	収入割			選付を受けようとする金融機関及び支払方法	㉚
	収入割			銀行	㉛
	収入割			支店	㉜
	収入割			口座番号(普通・当座)	㉝
	収入割			電話	㉞

【記載にあたって】
 ※ この申告書は法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。)が仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限りません。)、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

税率は、すべて超過税率を用いてください。
 (税率についてはP.1「兵庫県の税率」を参照してください)

【収入割 ⑰、⑱】
 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち、電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)及びガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人)のみが記載します。

【収入金額総額 ⑳】
 ・電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)、ガス供給業を行う法人
 → 第6号様式別表6の⑩欄の金額を記載します。
 ・生命保険会社又は外国生命保険会社等
 → 第6号様式別表7の⑤欄の金額を記載します。
 ・損害保険会社又は外国損害保険会社等
 → 第6号様式別表8の⑦欄の金額を記載します。
 ・少額短期保険業者
 → 第6号様式別表8の⑨欄の金額を記載します。
 ・株式会社日本貿易保険
 → 第6号様式別表8の⑫欄の金額を記載します。

【収入金額 ㉑】
 (1) 兵庫県にのみ事務所等を有する法人
 ㉑欄の金額を記載します。
 ・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県の金額を記載します。(分割後の課税標準額)

【収入割 ㉒、㉓】
 ・法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等)を行う法人のみが記載します。

【収入金額総額 ㉔】
 ・電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を行う法人
 → 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩欄の金額を記載します。

【収入金額 ㉕】
 (1) 兵庫県にのみ事務所等を有する法人
 ㉕欄の金額を記載します。
 ・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県の金額を記載します。(分割後の課税標準額)
 (2) 1,000円未満の端数は切り捨ててください。

【付加価値額総額 ⑳、㉑】
 法第72条の2第1項各号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の①欄の金額を記載します。
 (分割前の課税標準額の総額)

【付加価値額 ㉒、㉓】
 (1) 兵庫県にのみ事務所等を有する法人
 ㉒欄には㉒欄(㉓欄には㉓欄)の金額を記載します。
 ・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
 法第72条の2第1項各号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県の金額を記載します。(分割後の課税標準額)
 (2) 1,000円未満の端数は切り捨ててください。

【資本金等の額総額 ㉔、㉕】
 法第72条の2第1項各号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の②欄の金額を記載します。
 (分割前の課税標準額の総額)

【資本金等の額 ㉖、㉗】
 (1) 兵庫県にのみ事務所等を有する法人
 ㉖欄には㉖欄(㉗欄には㉗欄)の金額を記載します。
 ・2以上の都道府県に事務所等を有する法人
 法第72条の2第1項各号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の兵庫県の金額を記載します。(分割後の課税標準額)
 (2) 1,000円未満の端数は切り捨ててください。

【㉘の内訳 (㉙～㉚)までの欄】
 ・割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。
 この場合において、負数が生じる場合は△印を付してそのまま記載します。
 ・初めて外形標準課税の対象となった法人の予定申告額(既に納付の確定した当期分の事業税額5i)は、全額を所得割として算定してください。

【見込納付額 ㉛】
 確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) (別紙十七)

第6号様式別表5

関係府県すべてに提出します。

外形標準課税対象法人に係る記載の仕方です。

この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、社会保険等に係る所得のある医療法人等、外国に恒久的施設を有する法人、非課税事業とその他の事業を併せて行う法人、特定目的会社又は投資法人などが課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告に添付します。
また、外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。

【仮計(①+⑧-⑮) ⑯】
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人は、付加価値額の総額の計算における単年度損益として、この欄の金額を、別表5の2の2④欄に転記します。

【外国の事業に帰属する所得 ⑰】
特定内国法人が外国の事業に帰属する付加価値額の計算を区分計算により行う場合は、この欄の金額を外国の事業に帰属する単年度損益として別表5の2の2の⑨欄に転記してください。
※特定内国法人・・・国内に主たる事務所等を有し、外国に支店などを設けて事業を行う法人のこと。

【非課税等所得 ⑲～㉓】
非課税事業を行う法人の場合に記載してください。

【繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額 ㉕】
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 ㉖】
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。

法人名	法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	事業年度	

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(2)付表)の(42))	①	英	十	百	千	円	外国の事業に帰属する所得
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						外国における事務所又は事業所の期末の従業員数 ㉗
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配調整外国税相当額	③						期末の総従業員数 ㉘
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						外国から生ずる事業所得 (⑮+⑩)×㉗/㉘ ㉙
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じた算定した所得 ㉚
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額 ㉛
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額 ㉜
小計	⑧						鉱物の掘採事業の所得 ㉝(④×㉚/㉛)
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨						
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩						
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭						
小計	⑮						
仮計 ①+⑧-⑮	⑯						
外国の事業に帰属する所得	⑰						
再仮計 ⑯-⑰	⑱						
林業に係る所得	⑲						
鉱物の掘採事業に係る所得	⑳						
社会保険等に係る医療の所得	㉑						
農事組合法人の農業に係る所得	㉒						
小計	㉓						
所得金額差引計 ⑱-㉓	㉔						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖						
所得金額再差引計 ㉔-㉕-㉖	㉗						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉞						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉟						
合計 ㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝	㊱						

第六号様式別表五(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙十九]

【(法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業)】
事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号イに掲げる法人に限ります。)にあっては、それぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号イに掲げる法人に限ります。)にあっては、同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

【外国における事務所又は事業所の期末の従業員数 ㉗】
期末の総従業員数 ㉘】

(1) 従業員数は、当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在における従業員数を記載します。

(2) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業員数を除いた人数を記載します。

(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業員数を含む人数を記載します。

(4) 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。)を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。)が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉗の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。

※ 法第72条の24前段の規定による区分計算の方法により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。

【所得金額差引計(⑱-㉓) ㉔】
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人は、この欄の金額が単年度損益となりますので、別表5の2の⑤欄に転記してください。

※ なお、特定内国法人が外国の事業に帰属する付加価値額の計算を従業員数按分により行う場合の単年度損益は、⑱欄の金額に㉔欄の金額を加えた金額から、㉓欄の金額及び別表5の2の2の⑨欄の金額を控除した金額となります。

第6号様式別表5の2

関係府県すべてに提出します。主たる府県へ提出する場合は別表5の3、5の4、5の5を添付してください。

この様式は外形標準課税に係る別表の総括表です。

【(法第72条の2第1項 第1号・第3号に掲げる事業)】
事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。

法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

【資本金等の額 ⑫】

次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。

- 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)とその他の事業とを併せて行う法人
→ 第6号様式別表5の2の3の⑫欄の金額
- 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人
→ 第6号様式別表5の2の3の⑫欄の金額
- 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定又は第2項の規定の適用を受ける法人
→ 第6号様式別表5の2の3の⑫欄の金額
- 課税標準の特例(法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第18項)の規定の適用を受ける法人
→ 銀行法第5条第1項に規定する金額
- 課税標準の特例(法附則第9条第3項)の規定の適用を受ける法人
→ 10億円
- その他の法人
→ 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の⑫欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の⑫欄の金額のいずれか大きい方の額

【収益配分額の計算 ①～④】

- 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
- 特定内国法人又は非課税事業とその他の事業とを併せて行う法人
第6号様式別表5の2の2の⑬、⑭又は⑮の各欄の金額
 - その他の法人
第6号様式別表5の3の⑯、第6号様式別表5の4の⑰又は第6号様式別表5の5の⑱の各欄の金額

【単年度損益 ⑤】

- 特定内国法人又は非課税事業とその他の事業とを併せて行う法人
第6号様式別表5の⑯欄の金額
※ ただし、外国の事業に帰属する付加価値額の計算を従業者数あん分により行う場合の特定内国法人の単年度損益は、別表5の⑯欄の金額に別表5の⑩欄の金額を加えた金額から、別表5の⑲欄の金額及び別表5の2の2の⑨欄の金額を控除した金額となります。
- その他の法人
第6号様式の⑰欄の金額

この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

【雇用安定控除額の計算 ⑧～⑩】

- ⑧欄は、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
⑧及び⑨欄は、⑦欄が70%を越える場合に限り記載します。

【課税標準となる付加価値額】

第6号様式の付加価値額の総額(⑬欄)若しくは第6号様式(その2)の付加価値額の総額(⑬欄又は⑭欄)へ転記します。

【期首現在の金額 ⑮】

当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。

【期中に金額の増減があった場合の理由等】

⑮欄及び⑯欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。

法人名	法人番号	事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-----	------	------	-----------------------

付加価値額及び資本金等の額の計算書(法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業)

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
①	報酬給与額 別表5の2の2⑬又は別表5の3⑯	①	資本金等の額 下表2⑮若しくは下表3⑯又は別表5の2の3⑰若しくは別表5の2の3⑱若しくは別表5の2の3⑲	⑫	⑫	⑫	⑫
②	純支払利息 別表5の2の2⑭又は別表5の4⑳	②	当該事業年度の月数	⑬	⑬	⑬	⑬
③	純支払賃借料 別表5の2の2⑮又は別表5の5㉑	③	⑫×⑬	⑭	⑭	⑭	⑭
④	収益配分額 ①+②+③	④	控除額計 別表5の2の3⑲、別表5の2の3⑳若しくは別表5の2の3㉑又は別表5の2の4㉒	⑮	⑮	⑮	⑮
⑤	単年度損益 第6号様式⑰又は別表5⑳	⑤	差引	⑯	⑯	⑯	⑯
⑥	付加価値額 ④+⑤	⑥	⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	⑰	⑰	⑰
⑦	収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ④/⑤	⑦	(⑰のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額) × 50/100	⑱	⑱	⑱	⑱
⑧	雇用安定控除額 ④×70/100	⑧	(⑰のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額) × 25/100	⑲	⑲	⑲	⑲
⑨	雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2㉓	⑨	仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳	⑳	⑳	⑳
⑩	課税標準となる付加価値額 ⑥-⑧-⑨	⑩	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	㉑	㉑	㉑
			国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒	㉒	㉒	㉒
			計	㉓	㉓	㉓	㉓
			課税標準となる資本金等の額 ⑰又は⑱×⑲/㉑若しくは⑲×⑲/㉒	㉔	㉔	㉔	㉔

2. 資本金等の額の明細

清算中の法人は資本金等の額がないものとみなされるので、記載する必要はありません。

区分	期首現在の金額 ⑮	当期中の減少額 ⑯	当期中の増加額 ⑰	差引期末現在の金額 ⑮
1	資本金の額又は出資金の額			⑮
2	資本金の額及び資本準備金の額の合算額			⑮
3	法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額			⑮

概ね、法人税別表五(一)に記載したところに準じて記載します。

【課税標準となる資本金等の額 ⑲】

第6号様式の資本金等の額総額(⑮欄)若しくは第6号様式(その2)の資本金等の額総額(⑮欄又は⑯欄)へ転記します。
※ ただし、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

第六号様式別表5の2(提出用)

(用紙)日本産業規格A4・ローズ色 (第五条関係)

別紙一

この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

【控除額計 ⑮】

- 次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
- 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人(②)に掲げる法人である場合を含みます。
→ 第6号様式別表5の2の3の⑮欄の金額
 - 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の規定の適用を受ける法人
→ 第6号様式別表5の2の3の⑮欄の金額
 - 外国法人
→ 第6号様式別表5の2の3の⑮欄の金額
 - 法第72条の21第6項(一定の持株会社の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人
→ 第6号様式別表5の2の4の⑯欄の金額

【資本金等の額の圧縮 ⑰～⑲】

- (1) 下記のとおり、資本金等の額の圧縮措置が設けられています。
- イ ⑰欄の金額が1,000億円以下のとき
→ 当該金額を⑰欄に記載します。
 - ロ ⑰欄の金額が1,000億円を超え5,000億円以下のとき
→ 当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分して⑰及び⑱の各欄にそれぞれ記載します。
 - ハ ⑰欄の金額が5,000億円を超えるとき
→ 当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円以下の金額に区分して、それぞれ⑰、⑱及び⑲の各欄に記載します。
- ※ 事業年度が1年に満たない場合は、上記の金額は当該事業年度の月数を乗じて12で除した金額となります。

(2) ⑰から⑲までの欄の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

【国内における所得等課税事業又は収入金額等課税事業に係る期末の従業者数 ㉑～㉓】

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載します。
(1)～(3)に該当するときは、以下のとおり記載します。

- ㉑欄→当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載します。
- ㉒欄→各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載します。
- ㉓欄→㉑欄と㉒欄の合計を記載します。
※ただし、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とします。

- 所得等課税事業を行う法人が事業年度中途において収入金額等課税事業を開始した場合
- 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度中途において所得等課税事業を開始した場合
- 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

第6号様式別表5の2の2

関係府県すべてに提出します。

特定内国法人、外国法人又は非課税事業をあわせて行う法人が使用します。
※外国の事業に帰属する付加価値額・非課税事業に係る報酬給与等の計算に関する明細書の添付が必要です。

【(法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業)】
事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。

法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

【1. 付加価値額の総額の計算 ①～⑤】

＜以下のとおり転記＞

- ①報酬給与額 : 第6号様式別表5の3⑫から
- ②純支払利子 : " 別表5の4③から
- ③純支払賃借料 : " 別表5の5③から
- ④単年度損益 : " 別表5⑯から

⇒ ⑤付加価値額 = ①+②+③+④

※ただし、②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算します。

【2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算 ⑥～⑩】

＜特定内国法人が記載します＞

ここでは、その法人全体の付加価値額から控除すべき「外国の事業に帰属する付加価値額」を計算します。

＜区分計算＞: 法第72条の19前段

『外国の事業に帰属する』

- ⑥報酬給与額
- ⑦支払利子合計額－受取利子合計額
(※ 当該金額が零を下回る場合には負数)
- ⑧支払賃借料合計額－受取賃借料合計額
(※ 当該金額が零を下回る場合には負数)
- ⑨単年度損益: 第6号様式別表5⑰から転記

※ただし、⑩の計算において

⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算します。

＜従業員数あん分＞: 法第72条の19後段

⑥から⑧までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑩の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載します。
⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額の合計額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑩の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載します。

※ これらの金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨ててください。

【3. 非課税事業に係る報酬給与等の計算 ⑬～⑳】

ここでは、その法人全体の付加価値額から控除すべき「非課税事業に係る報酬給与等」を計算します。

『非課税事業に係る』

- ◇報酬給与額 : ⑬⑯⑲に
- ◇純支払利子 : ⑭⑰⑳に(当該金額が零を下回る場合、負数)
- ◇純支払賃借料 : ⑮⑱㉑に(当該金額が零を下回る場合、負数)それぞれ記載します。

非課税事業: 林業・鉱物の掘採事業・農事組合法人の行う農業

【4. 報酬給与等の計算 ㉓～㉕】

これは、外国に支店等をして事業を行う場合及び非課税事業をあわせて行う場合にそれぞれの付加価値額を計算し、これらを法人全体の付加価値額から控除するものであるため、それぞれ以下の算式で、その控除後の金額を求めます。

- ㉓ = ① - ⑥ - ㉒ ⇒ 『付加価値額及び資本金等の額の計算書』(第6号様式別表5の2)・・・①「報酬給与額」へ
- ㉔ = ② - ⑦ - ㉒ ⇒ 『付加価値額及び資本金等の額の計算書』(第6号様式別表5の2)・・・②「純支払利子」へ
(※ 当該金額が零を下回る場合には、零)
- ㉕ = ③ - ⑧ - ㉒ ⇒ 『付加価値額及び資本金等の額の計算書』(第6号様式別表5の2)・・・③「純支払賃借料」へ
(※ 当該金額が零を下回る場合には、零)

法人名	法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-----	------	--------------------------

付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業)

報酬給与額	別表5の3⑫	①	単年度損益	別表5⑯	④
純支払利子	別表5の4③	②	付加価値額	①+②+③+④	⑤
純支払賃借料	別表5の5③	③			

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	外国の事業に帰属する付加価値額	⑥+⑦+⑧+⑨	⑩
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦	外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業員数按分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑪	
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5⑰	期末の総従業員数	⑫	

3. 非課税事業に係る報酬給与等の計算

報酬給与額	⑬	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じた算定した報酬給与額	⑳
純支払利子	⑭	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じた算定した純支払利子	㉑
純支払賃借料	⑮	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じた算定した純支払賃借料	㉒
報酬給与額	⑯	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㉓
純支払利子	⑰	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉔
純支払賃借料	⑱	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額	㉕
報酬給与額	⑲	⑳×㉔/㉓	㉖
純支払利子	⑳	㉑×㉔/㉓	㉗
純支払賃借料	㉑	㉒×㉔/㉓	㉘
報酬給与額	㉒	⑬+⑯+⑲	
純支払利子	㉓	⑭+⑰+⑳	
純支払賃借料	㉔	⑮+⑱+㉑	

4. 報酬給与等の計算

報酬給与額	①-⑥-㉒	㉓	別表5の2①欄へ転記	純支払賃借料	③-⑧-㉒	㉔	別表5の2③欄へ転記
純支払利子	②-⑦-㉒	㉓	別表5の2②欄へ転記				

第六号様式別表5の2の2(提出用)

(用紙日本産業規格A4・ロース色)

(第五条関係)

別紙二十七

【外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法 ⑪～⑫】

◇「区分計算・従業員数按分計算」のいずれかを○で囲み、選択した方法を明示します。

- ※ 区分計算を選択した場合で、第6号様式別表5の2の3の⑧欄の金額の計算にあたり従業員数を用いないで計算する法人は、⑪⑫は記載する必要はありません。
- ※ 国内から生じた付加価値額と外国から生じた付加価値額とを区分することができるときにはその区分計算に従い、区分することが困難である場合には⑪「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数」が⑫「期末の総従業員数」に占める割合で按分して計算することとされています。

＜従業員の数＞

- ◇当該事業年度終了の日現在における従業員数
- ※ 第6号様式別表5 ㉗㉘に記載がある場合:
㉗→⑪欄 ㉘→⑫欄に転記

- ◇なお、以下の場合には当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における従業員数
- ◇仮決算における中間申告(法第72条の26第1項ただし書き)
- ◇前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告(法第72条の48第2項ただし書き)

『留意事項』

- ◇収入金額課税事業(法第72条の7第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人
- ◇収入金額課税事業に係る従業員の数を除いた人数

＜非課税事業をあわせて行う法人＞

- ◇事業税を課されない事業に係る従業員の数を含む人数

【鉱物の掘採事業に係る報酬給与等 ㉕～㉘】

- ◇鉱物の掘採事業(非課税)と精錬事業(課税)を一貫して行う法人の場合
- ＜区分計算できる場合＞
- 会社が区分計算した「報酬給与額」「純支払利子」「純支払賃借料」をそれぞれ、⑯⑰⑱に記載します。

＜区分計算できない場合＞

- ㉓「生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額」に対する㉔「鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額」の割合であん分計算して、鉱物の掘採事業(非課税)に係る「報酬給与額」「純支払利子」「純支払賃借料」を計算します。

◇鉱物の掘採事業に係る報酬給与等

- ㉕: 第6号様式別表5 ⑭から転記
- ㉖: 第6号様式別表5 ⑲から転記

『鉱物の掘採事業に係る』

- ◇報酬給与額 : ㉕ = ㉓ × ㉔ / ㉒
- ◇純支払利子 : ㉖ = ㉑ × ㉔ / ㉒
- ◇純支払賃借料 : ㉗ = ㉒ × ㉔ / ㉒

※ ㉕ ㉖ ㉗: これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てて記載し、それぞれ㉕→⑯、㉖→⑰、㉗→⑱へ転記

第6号様式別表5の2の3

関係府県すべてに提出します。

特定内国法人、収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）・非課税事業を併せて行う法人、課税標準の特例の規定の適用を受ける法人又は外国法人が使用します。
 ※無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人、又は剰余金を損失のてん補に充てた法人）にあっては、てん補を行った事実又はてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
 ※無償増資等による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人にあっては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

【資本金等の額 ①】
 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに次に定める金額を記載します。
 (1) 収入金額課税事業を併せて行う内国法人
 ⇒ 別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の②欄の金額
 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、若しくは、第2項又は課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人
 ⇒ ②又は⑤欄の金額

この金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨ててください。

【月数按分後の資本金等の額 ⑤】
 次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2⑭欄の金額を記載します。
 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人
 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項までの規定の適用を受ける法人

【外国の事業に係る控除額 ⑧】
 (1) 第6号様式別表5の2の2⑤-5の2の2⑩及び第6号様式別表5の2の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑬欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人
 ⇒ ⑦欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑩欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑤欄の金額で除して計算した金額を記載します。
 (2) (1)以外の法人
 ⇒ ⑦欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑩欄の人数で除して計算した金額を記載します。
 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑩」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業員数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業員数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。
 なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。
 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

【資本金等の額 ⑬】
 第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の②欄の金額を記載します。

【法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑰】
 無償増資等による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人が記載します。

【法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 ⑱】
 次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
 (1) 無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人
 ⇒ 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額
 (2) 剰余金を損失のてん補に充てた法人
 ⇒ 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので規則附則第3条第1項及び第2項で定めるものに限る。）を同法第452条の規定により規則附則第3条第3項で定める損失のてん補に充てた金額の合計額

【月数按分後の資本金等の額 ⑳】
 外国法人が第6号様式別表5の2⑭欄の金額を記載します。

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

法人名	法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-----	------	-----------------------

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉔若しくは㉕ 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	①
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	②
期末の総従業員数	③
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引 ⑤-⑥	⑦
外国の事業に係る控除額 ⑧×別表5の2の2⑩/同表⑪ 又は ⑧×別表5の2の2⑩/同表⑫	⑧
再差引 ⑦-⑧	⑨
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑪
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑲
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰	法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	㉔
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱	法附則第9条第4項から第7項関係	⑳
仮計 ⑬+⑰-⑱	⑲	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は ⑲-⑳	㉕
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	課税標準の特例に係る控除割合	㉖
資本準備金の額	㉑	未収金の帳簿価額	㉗
仮計 ⑳+㉑	㉒	総資産価額	㉘
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓	課税標準の特例に係る控除額 ㉖×㉕/㉘	㉔

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉑	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉖
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉖/㉗	㉒	期末の総従業員数	㉗
差引 ㉑-㉒	㉓	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	㉘
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉘/㉙	㉔	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉙
控除額計 ㉒+㉔	㉕	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉚

第六号様式別表5の2の3（提出用）
 （用紙：日本産業規格A4・ローズ色）
 （第五条関係）
 （別紙：二十七）

【従業員数を記載すべき欄 ③及び④、⑭及び⑮、㉖から㉚までの各欄】
 当該事業年度終了の日現在における従業員数を記載します。
 ※ 仮決算による中間申告を行う場合、または前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告を行う場合にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日の従業員数

【収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数 ③】
 特定内国法人にあっては、収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所等及び外国の事務所等の従業員の合計数を記載します。

【期末の総従業員数 ④】
 特定内国法人にあっては、国内の事務所等及び外国の事務所等の従業員の合計数を記載します。

この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

【国内における非課税事業に係る期末の従業員数 ⑭】
 国内における事務所又は事業所の期末の従業員数 ⑮
 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業員数を除いた人数を記載します。

【資本金の額 ⑲】
 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2下表「資本金の額又は出資金の額1」の②欄の金額を記載します。

【月数按分後の資本金等の額 ㉕】
 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人
 ⇒ 第6号様式別表5の2⑭欄の金額
 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人
 ⇒ ⑨欄の金額から⑩欄の金額を控除した金額

【課税標準の特例に係る控除割合 ㉖】
 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。

【未収金の帳簿価額 ㉗】
 課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時ににおける建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。

【総資産価額 ㉘】
 課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

【期末の総従業員数 ㉗】
 国内の事務所等及び外国の事務所等の従業員の合計数を記載します。

第6号様式別表5の2の4

関係府県すべてに提出します。

特定子会社の株式等に関する控除を受ける法人が使用します。
※出資関係図(特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)を添付してください。

【総資産の帳簿価額 ①及び⑤】
(1) 貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除した額)を記載します。
(2) 税効果会計を採用している場合には計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含めて計算します。
(3) 法人税の明細書「別表8(1)」の27欄の金額を参考にしてください。

【特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等 ②及び⑥】
(1) 政令第20条の2の22(一定の持株会社の資本金等の額の算定)に係る各号に掲げる金額がある場合
⇒ 同条第1号から第4号までの合計額を記載してください。
(2) 政令第20条の2の22第4号の金額は、特定子会社の明細「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑭+⑮及び⑳+㉑」の「計」の各欄の金額となります。
(3) ②及び⑥欄に記載した金額の内訳書(第4号の金額を除きます。)を添付してください。

【特定子会社の株式等の帳簿価額 ④及び⑧】
④欄は⑬欄の、⑧欄は㉒欄の金額を記載してください。

【特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑫及び⑯】
⑫又は⑯の各欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株式又は出資の数をそれぞれ記載してください。

【直接又は間接に保有する株式等の数 ⑬及び⑰】
⑬又は⑰の各欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。

【持株割合】
この欄に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。
(この割合は、必ず50%を超えることとなります。)

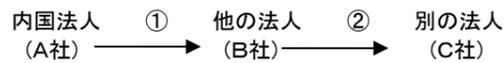
特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書

区分		当該事業年度	前事業年度			
事業年度						
総資産の帳簿価額	①	円 ⑤	円			
特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等	②	⑥	⑦			
総資産価額	(①-②) 又は (⑤-⑥)	③	④			
特定子会社の株式等の帳簿価額	④又は⑧	④	⑧			
総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合	(④+⑧) / (③+⑦)	⑨	%			
特定子会社の株式等に係る控除額	別表5の2⑭×(④+⑧) / (③+⑦)	⑩	円			
特定子会社の明細						
当該事業年度						
特定子会社の名称及び所在地	特定子会社の発行済株式等の総数 ⑪	特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑫	直接又は間接に保有する株式等の数 ⑬	持株割合 ⑬/(⑬-⑫) %	直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額 ⑭	特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額 ⑮+⑯
					円	円
					円	円
計				⑰	円	円
前事業年度						
特定子会社の名称及び所在地	特定子会社の発行済株式等の総数 ⑰	特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑱	直接又は間接に保有する株式等の数 ⑲	持株割合 ⑲/(⑲-⑱) %	直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額 ⑳	特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額 ㉑+㉒
					円	円
					円	円
計				㉓	円	円

＜特定子会社とは＞
内国法人が発行済株式又は出資(※1)の総数の100分の50を超える数の株式又は出資を直接又は間接に(※2)保有する他の法人(※3)

(※1)他の法人が有する自己(他の法人)の株式又は出資を除きます。

(※2)間接保有について
内国法人の特定子会社が他の法人の発行済株式等の総数の50%を超える数の株式を直接又は間接に保有している場合は、当該他の法人は当該国内法人の特定子会社に該当します。



- ① A社はB社の発行済株式の50%超を保有
- ② B社はC社の発行済株式の50%超を保有

他の法人が有する自己(他の法人)の株式又は出資の数は、当該他の法人の発行済株式又は出資の総数だけでなく、当該内国法人が直接又は間接に保有する株式又は出資の数にも含まれません。

(※3)他の法人には内国法人に限らないものであり、外国法人も含まれます。

【総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合 ⑨】
(1) 1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。
(2) この割合が50%以下の場合は、この計算書は提出できません。

【特定子会社の株式等に係る控除額 ⑩】
(1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人は、別表5の2の3の⑥欄へ転記します。
(2) 上記以外の法人は別表5の2⑭欄へ転記します。
※ この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

【直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額】
貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額をそれぞれ記載します。

【特定子会社に対する貸付金額 ⑭及び⑳】
貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額をそれぞれ記載します。

【保有する特定子会社発行社債の金額 ⑮及び㉑】
この計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の金額をそれぞれ記載します。

第6号様式別表5の4

主たる事務所所在府県のみに提出します。

【記載にあたって】
 ※ 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)
 とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載してください。

全ての外形標準課税対象法人が作成します。

【支払利子】及び【受取利子】の各欄

区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。

※ 別途明細書に準じた書類を作成している場合には「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。

【区分】

次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。

- (1) 支払利子
 - (イ) 借入金の利子
 - (ロ) 社債の利子
 - (ハ) 手形割引料
 - (ニ) 利子税及び延滞金(納期限の延長の場合に限ります。)
 - (ホ) その他
- (2) 受取利子
 - (イ) 貸付金の利子
 - (ロ) 預貯金の利子
 - (ハ) 公社債の利子
 - (ニ) 手形割引料
 - (ホ) 還付加算金
 - (ヘ) その他

【純支払利子の計算(①-②) ③】

①欄の金額から②欄の金額を控除した金額

※ 当該金額が「0」を下回る場合には、特定内国法人又は非課税事業とその他の事業とをあわせて行う法人にあっては「負数」、その他の法人にあっては「0」を記載します。

※ なお、当該欄は、下記の別表に転記します。
 ・ 下記の法人以外 …… 第6号様式別表5の2 ②欄
 ・ 特定内国法人又は非課税事業とその他の事業とを併せて行う法人 …… 第6号様式別表5の2の2 ②欄

法人名	法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	整理番号	事務区分
	管理番号	申告区分

純支払利子に関する明細書(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)

区分	借入先		期中の支払利子額 円	借入金等の期末現在高 円	備考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
計			①		

区分	貸付先		期中の受取利子額 円	貸付金等の期末現在高 円	備考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
計			②		

純支払利子の計算(①-②) ③ → 別表5の2②欄又は別表5の2の2②欄へ転記

【(法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業)】
 事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。
 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

【期中の支払利子額】
 法第72条の16第1項に規定する支払利子の額(当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの額)を記載します。
 ※ 各区分ごとに、一の借入先に対する期中の支払利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
 なお、一括記載した場合は、代表的な相手方を記載します。

【備考】
 (1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。
 (2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。
 (3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。

【借入金等の期末現在高】及び【貸付金等の期末現在高】
 当該事業年度終了の日現在の金額をそれぞれ記載します。
 ※ 仮決算による中間申告をする場合は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額をそれぞれ記載します。

【期中の受取利子額】
 法第72条の16第1項に規定する受取利子の額(当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものの額)を記載します。
 ※ 各区分ごとに、一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
 なお、一括記載した場合は、代表的な相手方を記載します。

第六号様式別表五の四(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)(別紙三十七)

第6号様式別表5の6の2

関係府県すべてに提出します。

各控除を受ける法人が作成します。

この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表6(24))に記載した4から10まで及び25から28までの各欄(連結法人にあっては法人税の明細書(別表6の2(21))に記載した4から10まで及び25から28までの各欄)に記載したところに準じて記載します。

【比較雇用者給与等支給額 ②】
⑦の欄の金額を記載します。

法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、①の欄の金額が②の欄の金額を超えることが必要です。

【①のうち所得等課税事業に係る額又は①×②③/②⑤ ②⑥】

(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。

(2) (1)の計算が困難である時は①の欄の金額に②③の欄の従業者数を②⑤の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。

【①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×②④/②⑤ ②⑦】

(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。

(2) (1)の計算が困難である時は①の欄の金額に②④の欄の従業者数を②⑤の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。

【控除対象額 ②⑧】

事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第2項に掲げる事業(以下「非課税事業等」といいます。)、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。

(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人
→ ①⑨の欄の金額に②⑩の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。

(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人
→ ③の欄の金額に②⑩の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。

(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人
→ ①⑨の欄の金額に②⑪の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。

(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人
→ ③の欄の金額に②⑪の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書
(法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業)

事業年度	法人名
------	-----

第六号様式別表五の六の二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)「別紙四十二」

【(法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業)】
事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額からの控除額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額	③	円
比較雇用者給与等支給額	②		①-② (マイナスの場合は0)		
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	④	円	国内雇用者に対する給与等の支給額	⑤	円
			適用年度の月数	⑥	
			④の前事業年度又は前連結事業年度の月数		⑦
					⑤×⑥
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額	⑩	円
			⑧-⑨ (マイナスの場合は0)		
継続雇用者比較給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨	円	継続雇用者給与等支給増加割合	⑪	
			⑩/⑨ (⑨=0の場合は0)		
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
国内設備投資額又は国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額の95%相当額	⑭	円
			⑬× $\frac{95}{100}$		
当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額	⑬	円			

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
別表5の3⑫					
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計	⑯	円	控除対象額	⑲	円
別表5の3⑨			③×⑮/(⑮+⑱)		
派遣先から支払を受ける金額の合計	⑰	円			
別表5の3⑩					
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は①×②③/②⑤	⑳	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×②④/②⑤	㉑	円	国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉔	人
控除対象額	㉒	円	国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉕	人
⑰×②/①、③×②①/①又は⑱×②①/①					

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

【付加価値額からの控除額 ⑳】
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
(1) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人
㉒の欄の金額に、㉕を乗じて計算した金額を記載します。
(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人
⑲の欄の金額に、㉕を乗じて計算した金額を記載します。
(3) その他の法人
⑳⑳の欄の金額に、㉕を乗じて計算した金額を記載します。

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額	㉖	円	雇用安定控除調整率	㉘	円
別表5の2④			(㉖-㉗)/㉖		
雇用安定控除額	㉗	円	付加価値額からの控除額	㉙	円
別表5の2⑨			③×㉘、⑲×㉘又は㉒×㉘		

第6号様式別表5の7

各控除を受ける法人が作成します。

※平成31年4月1日以降に開始する事業年度については不要です。

関係府県すべてに提出します。

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）（別紙二十二）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額①×12/②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要	課税標準	新税率(/100)	税額(イ)	旧税率(/100)	税額(ロ)
所得金額総額 第6号様式④					
年400万円以下の金額 第6号様式⑤	0.00		0.00		0.00
年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式⑥	0.00		0.00		0.00
年800万円を超える金額 第6号様式⑦	0.00		0.00		0.00
計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑧	0.00		0.00		0.00
軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑨	0.00		0.00		0.00
付加価値額総額 第6号様式⑩					
付加価値額 第6号様式⑪	0.00		0.00		0.00
資本金等の額総額 第6号様式⑫					
資本金等の額 第6号様式⑬	0.00		0.00		0.00
仮計 ⑧+⑩+⑬又は⑨+⑩+⑬		⑭	0.00		0.00
差引 (⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))		⑮	0.00		0.00

【旧税率】
平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。

【税額(ロ)】
「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

【課税標準、新税率及び税額(イ)】
④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑦から⑯までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ \times 3/4$	⑯	円
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③)) / 40 \text{億円}$	⑰	0.00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 2$	⑱	円
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 20 \text{億円}$	⑲	0.00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 4$	⑳	円
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 40 \text{億円}$	㉑	0.00

【控除額】
これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。

第6号の3様式

関係府県すべてに提出します。

外形標準課税対象法人に係る記載の仕方です。

【記載にあたって】

※ この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用してください。

所得割を申告納付する連結法人は、仮決算による中間申告をすることができませんので、中間申告をする場合はこの予定申告書(第6号の3様式)により申告してください。

※ 印字されている税額を訂正せずに提出する場合は、下段の「前事業年度の事業税額の明細」欄及び「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」欄の記載を省略しても差し支えありません。

【予定申告税額(②⑤欄)の内訳(⑱~㉔、㉔)】

(1) 下記の算式により算出した金額を記載してください。
「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

・法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の割ごとの額}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6$$

・特別法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度額}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6$$

※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、経過措置により予定申告税額は以下のとおりとなります。

・法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6.3$$

・特別法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の法人事業税額(合計)}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 2.3$$

(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)であった法人がこの申告の期間の末日において同号口に掲げる法人に該当することとなった場合には、⑳又は㉑欄には金額を記載せず、⑱欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍(令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の場合は6.3倍)に相当する額を⑲欄に記載してください。

※ この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨ててください。

【前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細(㉔~㉙)】及び 【前事業年度又は前連結事業年度法人税割額の明細(⑧~⑰)】

(1) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、下記の場合、前事業年度の所得、付加価値額、資本等の金額又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を関係都道府県ごとに分割し、これに税率を乗じて算定した額を申告することができます。

- この申告の計算期間において有する事務所等が、前事業年度に有する事務所等と異なる場合
- 分割基準の値が前事業年度の関係都道府県ごとの分割基準と著しく異なる場合

(2) この場合、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)により計算した兵庫県分の分割課税標準額を「前事業年度の事業税額」欄に移記して税額を計算します。

受付印

令和 年 月 日

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度分の特別法人事業税の予定申告書

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額(①)の金額	①	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(②)の金額	②
所得割額(②×前事業年度の月数)	③	予定申告税額(①×6)	④
付加価値割額(③×前事業年度の月数)	④	この申告により納付すべき法人税割額(②-③)	⑤
資本割額(④×前事業年度の月数)	⑤	均等割額(⑤×12)	⑥
収入割額(⑤×前事業年度の月数)	⑥	この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥)	⑦
特別法人事業税額(②×前事業年度の月数)	⑦	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	⑧
特別法人事業税額(②×前事業年度の月数)	⑧	法人税割額	⑨
予定申告税額(⑦+⑧)	⑨	道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑩	外国の法人税等の額の控除額	⑪
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	⑪	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細	⑫	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬
摘要	課税標準	税率	税額
所得金額総額	⑬	⑭	⑮
所得金額	⑭	⑮	⑯
付加価値総額	⑯	⑰	⑱
付加価値額	⑰	⑱	⑲
資本等の総額	⑲	⑳	㉑
資本等の額	⑲	㉑	㉒
収入金額総額	㉒	㉓	㉔
収入金額	㉒	㉓	㉔
合計事業税額(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑳	㉕	㉖
平成28年改正法附則第5条の控除額	㉖	㉗	㉘
事業税の特定寄附金税額控除額	㉗	㉙	㉚
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉘	㉛	㉜
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉙	㉝	㉞
納付すべき事業税額(㉖-㉗-㉘-㉙-㉚)	㉚	㉟	㊱
④の内訳	④	⑤	⑥
所得割	④	⑤	⑥
資本割	⑤	⑥	⑦
摘要	課税標準	税率	税額
所得割に係る特別法人事業税額	㉟	㊱	㊲
収入割に係る特別法人事業税額	㊱	㊲	㊳
合計特別法人事業税額(㉟+㊱)	㊱	㊲	㊳
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㊲	㊳	㊴
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㊳	㊴	㊵
納付すべき特別法人事業税額(㊱-㊲-㊳)	㊳	㊴	㊵

前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をそれぞれの欄に記載します。

なお、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の()内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。

【予定申告税額(②)】
 (1) 下記の算式により算出した金額を記載してください。

$$\{① \times 6\} \div (\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数})$$

※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、経過措置により予定申告税額は以下のとおりとなります。

$$\{① \times 1.9\} \div (\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数})$$

(2) 前事業年度又は前連結事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨ててください。

【算定期間中において事務所等を有していた月数(⑤)】
 この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

下段には、6号様式又は第6号様式(その2)の⑤欄の金額を記載してください。

次の算式により算定した金額を記載してください。
 ⑧欄の()内の金額×税率
 (税率は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を使用してください。)

第6号の3様式(その2)

関係府県すべてに提出します。

外形標準課税対象法人に係る記載の仕方です。

【記載にあたって】

※ この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用してください。
 ※ 印字されている税額を訂正せずに提出する場合は、下段の「前事業年度の事業税額の明細」欄及び「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」欄の記載を省略しても差し支えありません。

【予定申告税額(19欄)の内訳 ⑨~12、18】

(1) 下記の算式により算出した金額を記載してください。
 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

・法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の割ごとの額}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6$$

・特別法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度額}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6$$

※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、経過措置により予定申告税額は以下のとおりとなります。

・法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6.3$$

・特別法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の法人事業税額(合計)}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 2.3$$

(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)であった法人がこの申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、10又は11欄には金額を記載せず、54から56までの欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍(令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の場合は6.3倍)に相当する額を9欄に記載してください。

※ この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨ててください。

【予定申告税額(19欄)の内訳 13~16】

(1) 下記の算式により算出した金額を記載してください。
 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

・法人事業税の予定申告税額

$$\{(\text{前事業年度の割ごとの額}) \div (\text{前事業年度の月数})\} \times 6$$

(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人がこの申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、13欄には金額を記載せず、58と6の欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を16欄に記載してください。

※ この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨ててください。

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日

業 種

所在地 (電話番号)

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額(53の金額)	⑧	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(52の金額)	①
所得割額(54×前事業年度の月数)	⑨	予定申告税額(1×前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②
付加価値割額(55×前事業年度の月数)	⑩	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③
資本割額(56×前事業年度の月数)	⑪	この申告により納付すべき法人税割額(2-3)	④
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		均等割額(算定期間中において事務所等を有していた月数) 円×5/12	⑤
収入割額(57×前事業年度の月数)	⑫	この申告により納付すべき道府県民税額(4+6)	⑦
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		この申告の期間	
所得割額(58×前事業年度の月数)	⑬	前事業年度又は前連結事業年度の期間	
付加価値割額(59×前事業年度の月数)	⑭		
資本割額(60×前事業年度の月数)	⑮		
収入割額(61×前事業年度の月数)	⑯		
特別法人事業税			
前事業年度の特別法人事業税額(68の金額)	⑰		
特別法人事業税額(17×前事業年度の月数)	⑱		
予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額(19-20)	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		

関与税理士署名押印 (電話)

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第七条の二関係) 別紙六十四

前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をそれぞれの欄に記載します。

なお、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の()内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。

【予定申告税額 ②】
 (1) 下記の算式により算出した金額を記載してください。

$$\{ \text{①} \times 6 \} \div (\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数})$$

※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、経過措置により予定申告税額は以下のとおりとなります。

$$\{ \text{①} \times 1.9 \} \div (\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数})$$

(2) 前事業年度又は前連結事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨ててください。

【算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤】
 この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

第6号の3様式(その2)次葉

関係府県すべてに提出します。第6号の3様式(その2)と併せて提出してください。

		事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人 名							
事業 税	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
	摘要		課税標準		税率 (%)	税額		(特別控除取戻税額等又は個別 毎種特別控除取戻税額等)		税額		
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					課税標準となる法人税額又は個別 毎種法人税額						
	所得割	所得金額総額 ③	所得金額 ④			法人税割額 ②						
	付加価値割	付加価値額総額 ⑤	付加価値額 ⑥			道府県民税の特定 寄附金税額控除額 ②						
	資本割	資本金等の額総額 ⑦	資本金等の額 ⑧			外国の法人税等 の額の控除額 ②						
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					仮装経理に基づく法人 税割額の控除額 ②						
	収入割	収入金額総額 ⑨	収入金額 ⑩			租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 ②						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					納付すべき法人税割額 ②-②-②-②-②-②						
	所得割	所得金額総額 ⑪	所得金額 ⑫			②のうち特別控除取戻税額等又 は個別毎種特別控除取戻税額等 に係る法人税割額 ③						
付加価値割	付加価値額総額 ⑬	付加価値額 ⑭			差引法人税割額 ③-③							
資本割	資本金等の額総額 ⑮	資本金等の額 ⑯										
収入割	収入金額総額 ⑰	収入金額 ⑱										
合計事業税額 ④+⑥+⑧+⑩+⑫+⑭+⑯+⑱				⑲								
事業税の特定寄附金税額控除額				⑲								
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑲								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑲								
納付すべき事業税額 ⑲-⑲-⑲-⑲				⑲								
⑳の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						
	所得割 ㉑	付加価値割 ㉒			所得割 ㉓	付加価値割 ㉔						
	資本割 ㉕	収入割 ㉖			資本割 ㉗	収入割 ㉘						
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額 ㉙				0.0							
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額 ㉚				0.0							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額 ㉛				0.0							
合計特別法人事業税額 ㉙+㉚+㉛				㉜								
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				㉜								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				㉜								
納付すべき特別法人事業税額 ㉜-㉜-㉜				㉜								

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

下段には、6号様式又は第6号様式(その2)の⑤欄の金額を記載してください。

次の算式により算定した金額を記載してください。
 ②欄の()内の金額×税率
 (税率は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を使用してください。)

第10号様式

関係府県すべてに提出します。

外形標準課税対象法人に係る記載の仕方です。

【記載にあたって】

※ この明細書は、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)、第6号の2様式、第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に係るもの)に限ります。、第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に係るもの)に限ります。、第8号様式又は第9号様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。

【付加価値額 ⑪】
 (1) 1,000円未満の端数は切り捨ててください。
 (2) 第6号様式別表5の2の⑪欄の金額を記載します。

【資本金等の額 ⑫】
 (1) 1,000円未満の端数は切り捨ててください。
 (2) 第6号様式別表5の2の⑫欄の金額を記載します。

【収入金額 ⑬】
 (1) 1,000円未満の端数は切り捨ててください。
 (2) 【法第72条の2第1項第2号に掲げる事業】
 ・電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)、ガス供給業を行う法人
 → 第6号様式別表6の⑩欄の金額を記載します。
 ・生命保険会社又は外国生命保険会社等
 → 第6号様式別表7の⑤欄の金額を記載します。
 ・損害保険会社又は外国損害保険会社等
 → 第6号様式別表8の⑦欄の金額を記載します。
 ・少額短期保険業者
 → 第6号様式別表8の⑨欄の金額を記載します。
 ・株式会社日本貿易保険
 → 第6号様式別表8の⑬欄の金額を記載します。
【法第72条の2第1項第3号に掲げる事業】
 → 第6号様式別表6の⑩欄金額を記載します。

【事務所又は事業所】
 同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。

【分割課税標準額 ⑭～⑳】
 (1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。
 なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総額のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
 (2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨ててください。
 ※ 電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額によりあん分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

【分割基準】
 (1) 事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付してください。
 (2) 上段の()内には、資本の金額又は出資金額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等について、法第72条の48第4項第1号ただし書の規定によって2分の1を加える前の従業者数を記載します。
 (3) 事務所等の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 ※ 本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。

【事業税(法第72条の2第1項 第1号・第2号・第3号に掲げる事業)】
 事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んでください。
 (1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
 この場合において道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
 (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その1)					事業年度又は連結事業年度	・	・
	事業税(法第72条の2第1項 第2号に掲げる事業)					道府県民税		
	年400万円以下の金額 ⑥	円	課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	(円		
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
	年800万円を超える金額 ⑧			還付法人税額等の控除額 ③				
	計 ⑥+⑦+⑧ ⑨			退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
	軽減税率不適用法人の金額 ⑩			差引計 ①+②-③+④ ⑤				
	付加価値額 ⑪							
	資本金等の額 ⑫							
	収入金額 ⑬							
	適用する事業税の分割基準					1. 従業者数	3. 事務所又は事業所数	5. 電線路の電力の容量
						2. 固定資産の価額	4. 軌道の延長キロメートル数	
	事務所又は事業所	事業税					道府県民税	
		分割課税標準額					分割	分割
	名称及び所在地	分割基準	年400万円を超え年800万円を超え年800万円を超える所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額	計	付加価値額	資本金等の額	収入金額	分割基準
		(単位=)	所得金額	⑭+⑮+⑯	⑰	⑱	⑳	㉑
		円	円	円	円	円	円	円
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
		()						
	合計							

【分割基準(単位=)】
 「(単位=)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。

(1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。

(イ) **製造業**
 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数(その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数)の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。

(ロ) **電気供給業**
 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
 (i) 小売電気事業
 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じ。)現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
 (ii) 一般送配電事業、送電事業及び特定送配電事業
 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
 ※ いずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合は、課税標準の総額を事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
 (iii) 発電事業
 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
 ※ 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、課税標準の総額を事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ハ) **ガス供給業及び倉庫業**
 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ニ) **鉄道事業及び軌道事業**
 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。

(ホ) **その他の事業**
 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。

(2) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。
 なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。

(3) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、(2)にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(ニ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。